

1 緊急質問とは

- 緊急質問の範囲（市町村事務要覧 議会 より）
緊急質問とは、次のような範囲の質問である。
 - (1) 火災、水害、地震、盗難その他客観的に事態が差し迫って即刻臨機の措置をとる必要がある場合
 - (2) 事件の内容あるいはその処理上に、時間の余裕がない場合
 - (3) 当該質問の内容からみて真にやむを得ないものであると認められる場合
- 突発的に発生した事態に対する質問で、議会の議決により認められるもの。
緊急質問は、広義の一般質問だが、その内容から臨時会でも行うことができる。
質問の内容が緊急性を有しないときは、議長が注意をし、これに従わないときは発言を禁止される。（議会運営の実際より）

2 緊急質問の規定

【会議規則】

- 第62条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
- 2 前項の同意については、議会の同意を得て質問することができる。
 - 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認められるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

【申し合わせ事項】

第37節 緊急質問

- 第103 緊急質問は、議会運営委員会において緊急性があると認められるものに限り許可するのを例とする。
- 第104 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめその要旨を文書で議長に申し出ることを例とする。

3 緊急質問の取扱い

- (1) 緊急質問は議決により認められること
- (2) 緊急質問は臨時会でも認められること
※緊急事態については議会の議決により臨時会でも例外として緊急質問を行うことができる。（行政事例昭和48年9月25日）
- (3) 緊急質問の申し出があったときは議運で必要性、質問議員数、質問時間等を協議すること
- (4) 緊急質問の範囲を超えているとき、議長はこれを制止する義務があること
- (5) 緊急質問の関連質問は認められない。

4 緊急質問の実施までの流れ

- ① 申出(通告)
議員は、会期中であれば本会議の内外を問わず緊急質問を議長に申し出ることができる。通告制度をとっている場合、緊急質問においても通告書を議長に提出させる必要がある。
議長は、緊急質問の取扱いについて議運に諮問する。
- ② 議運での協議
緊急質問を行う必要性について協議する。行うこととした場合には、緊急質問を行う時期、対象、質問議員の人数、一人当たりの質問時間を決定し、議長に答申する。
- ③ 日程の追加
緊急質問は本会議で独立の日程事項になる。議長は、許可、不許可を諮るときは日程追加をする。会議で許可することに決定したときは、議運で協議、決定した人数、時間により緊急質問に入る。

※緊急質問の範囲を超えているときは、議長はこれを制止することができる。制止とは、注意のことで、従わない場合には発言の禁止を命ずることもある。

【今後検討の必要があること】

緊急質問の範囲（対象）・質問の回数や時間

5 他市事例

- 久慈市議会
平成18年10月臨時会議
大雨による災害が発生。市当局に対し緊急な対応を求めるもの
- 滝沢市議会
平成27年3月定例会
滝沢中央小学校開校スケジュールの変更について。建設費が資材費高騰等により想定以上の予算が必要になる見込みとなり平成27年度当初予算で提案しなかった件について
- 大津市議会
平成25年
病院工事設計業務委託の指名競争入札に関し、担当者が公契約関係入札妨害により逮捕された。この事件の前に、公金外現金の横領事件が発生し、これに対する再発防止策が講じられたが、これ以前にも不祥事が発生しており、相次ぐ不祥事への再発防止の取り組みを聞いたもの